

事務連絡
令和8年1月9日

各障がい福祉施設・事業所 御中
(松江市に所在する施設・事業所を除く)

島根県健康福祉部障がい福祉課

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について

令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とした地震において、被害にあわれた皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

被災された施設・事業所におかれましては、被災状況の確認等を進めていることと存じますが、被災した施設・事業所の災害復旧工事にあたっては、国県補助の対象となる場合があります。

つきましては、補助を希望される場合には、令和8年1月23日（金）までに担当あてメールにて下記に記載した提出書類を提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回の協議書の提出をもとに予算要求および国への協議を行うものであり、協議書の提出により補助を確約するものではありませんので、ご承知おきください。

記

1 補助金の名称

	補助金の名称	対象の施設・事業所
①	島根県障がい者福祉施設整備費補助金	障害者総合支援法に基づく施設・事業所の災害復旧
②	島根県障がい児福祉施設整備費補助金	児童福祉法に基づく施設・事業所の災害復旧

※社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（厚生労働省所管）又は児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金（子ども家庭庁所管）を活用した間接補助

2 補助率

3／4

※詳細は「社会福祉施設等災害復旧国庫補助金交付要綱」又は「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」参照

3 提出書類

	補助金の名称	提出書類
①	島根県障がい者福祉施設整備費補助金	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議総括表（様式第1号）・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書（様式第2号）・見積書・被災箇所の状況が分かる写真・その他参考書類（施設等の図面など）
②	島根県障がい児福祉施設整備費補助金	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議総括表（様式1－2号）・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書（様式第2号）・見積書・被災箇所の状況が分かる写真・その他参考書類（施設等の図面など）

4 その他

- ・施設の災害復旧に必要な工事費等が対象であり、設備や備品の購入については対象外。
- ・対象となる整備は協議額1件あたり80万円以上のもの。
- ・被災箇所等の詳細な状況や、工事前後の状況が把握できるよう写真や資料等を保存しておく必要があります。
- ・協議書を提出される場合は、事前に下記担当者までご相談ください。また、期限までの提出が難しい場合には、個別に下記担当者までご相談ください。
- ・要綱や協議書の様式等は、県のホームページに掲載しております。

＜ホームページ＞

島根県：トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け>障害福祉サービス事業者関係医療機関への情報提供コーナーです>30 その他（災害関連）>（8）令和8年1月6日地震関連情報）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/zisinsaigai.html>

担当：島根県障がい福祉課 小倉・大津

電話 0852-22-5239・6898

FAX 0852-22-6687

e-mail : syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp